

# 公益社団法人広島県栄養士会定款

制定施行 平成24年4月1日  
一部改正 平成28年12月3日  
一部改正 平成30年6月9日  
一部改正 令和3年6月5日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人広島県栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、県民の「自己実現を果たし、健やかに、よりよく生きる」というニーズに応えるため、管理栄養士・栄養士が、専門職業人としての倫理に則り、科学的な根拠に裏付けられ、かつ高度な技術をもって行う食と栄養に関する調査や指導をとおして、県民の健康と福祉の増進、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 刊行物の発行や講演会などの開催をとおして、栄養及び食生活の改善に関する知識や情報を広く県民と共有する事業
  - (2) 学校教育及び社会教育の関係機関・団体等との連携・協働による食育活動の推進を図る事業
  - (3) 県民の多様なニーズ・課題に対応する栄養相談事業
  - (4) 栄養や食事療法に関する科学技術の進歩に対応して、管理栄養士・栄養士の業務の質や職業倫理の向上を図る事業
  - (5) 県民の健康上の課題をとらえ、それを解決する有効な取り組みを構築するための調査研究事業
  - (6) 無料職業紹介事業
  - (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、広島県域において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に規定する管理栄養士、栄養士の免許を有し、広島県内に居住又は勤務し、かつ第3条の目的に賛同して次条の手続きにより入会した者をいう。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 会員は、本会の事業活動費用に充てるため、会員になったとき及び毎年度、総会において別に定める会費等を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(法定退会)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡したとき
- (3) 会員が管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分の承認
- (6) 役員報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する他、必要ある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、総会の目的である事項及び招集理由を示して、会長に対して総会の招集の請求をすることができる。この場合、会長は、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、必要な事項を記載した議決権行使書面を法令で定めるときまでに本会に提出して行う。

4 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員数の半数以上であって、総会員の議決権の3分2の以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長並びに会員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第19条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とし、会長および副会長を法人法上の代表理事とする。
  - 3 会長及び副会長以外の理事のうち5名を常務理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 監事は、理事を兼ねることはできない。
  - 5 監事のうち1人以上は、会員外である有識者とする。

### (役員を選任)

第20条 役員は総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くこととなるときに備えて、総会は補欠の役員を選任することができる。
- 3 理事会は、会長及び副会長並びに常務理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。
- 4 役員を選任する議案の決議は、各候補者ごとに第17条第1項の規定に基づき行わなければならない。
- 5 理事候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで選任する。
- 6 その他役員を選出する方法は、別に定める。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

### (役員報酬等)

第25条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

### (名誉会長)

第26条 本会は、名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長の選任及び解任は、理事会に諮った後、総会において承認を得る。
- 3 名誉会長は、会長から本会の重要事項について諮問を受けて参考意見を述べる。
- 4 名誉会長の報酬は、第25条の規定を準用する。

### (顧問)

第27条 本会に顧問1名以上3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行う。ただし、議決に加わることができない。
  - (1) 会長の相談に応じること。

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議し、会長が委嘱及び解嘱する。
- 4 顧問の任期は、理事のそれに準じる。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問の報酬は、第25条の規定を準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長がその職務を果たすことができなくなったときは、副会長、次に各理事の順で理事会を招集し、その議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 事務局

(事務局)

第33条 本会に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

- 2 職員は会長の指示により、事務に従事する。
- 3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

## 第8章 資産及び会計

(基本財産等)

第34条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、その内容を定時総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会の承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第11章 雑則

(委任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は松原知子、小田光子とする。
- 3 本会の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は平成24年度定時総会終了までとする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款は定款第4条を臨時総会決議の日（平成28年12月3日）をもって、一部改正する。
- 6 この定款は定款第43条を平成30年度定時総会（平成30年6月9日）をもって、一部改正する。
- 7 この定款は定款第34条を令和3年度定時総会（令和3年6月5日）をもって、一部改正する。